

# 入札公告

不動産鑑定評価業務に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年1月31日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 不動産鑑定評価業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び不動産評価仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 評価依頼地 不動産鑑定評価仕様書による

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次のア又はイの条件を満たす者であり、かつ、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
  - ア 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく福島県知事の登録を受けている不動産鑑定業者であること。
  - イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者であって、福島県内に主たる事務所を有する者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、上記2（2）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

(1) 提出期間 令和6年1月31日(水)から令和6年2月6日(火)の午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 提出場所 郵便番号 960-8688  
福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁財務課施設財産室  
電話番号 024-521-7791

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、令和6年2月6日(火)午後5時必着とする。

#### 4 入札日時等

(1) 入札及び開札の日時 令和6年2月14日(水)午前11時00分

(2) 入札及び開札の場所 県庁西庁舎4階 教育総務課分室

(3) その他 入札書は持参するものとし、郵便による入札は不可とする。なお、持参により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない

#### 5 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先  
福島県教育庁財務課施設財産室  
電話番号 024-521-7791